

# 半田市補助金等判定会議設置要綱

## (設 置)

第1条 補助金等の適切な執行を図るため、半田市補助金等判定会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (定 義)

第2条 会議に付する「補助金等」の範囲は、市が市以外の者に対して支出する次の各号に定めるものとする。

(1) 負担金（各種研修会等の出席者負担金を除く。）、補助金、交付金及び助成金。

ただし、会議において対象外として判定したものを除く。

(2) 委託料（前号に類似した内容のものに限る。）

## (所掌事務)

第3条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 新規に必要な補助金等の支出に関する事項

(2) 大幅な変更を必要とする補助金等の支出に関する事項

(3) 一定年限を経過した補助金等の見直しに関する事項

(4) その他補助金等に係る重要な事項

## (組 織)

第4条 会議の議長は、副市長をもって充て、会議は、補助金等の内容に応じて市民委員審査、庁内委員審査及び事務局審査にて振り分け行うものとする。

2 市民委員審査は、次の各号に掲げる者をもって構成する合議体で行い、その議事は副市長が進行する。

(1) 識見を有する市民の中から市長が委嘱した者（3名以内）

(2) 副市長

(3) 企画部長

(4) 総務部長

3 庁内委員審査は、次の各号に掲げる者をもって構成する合議体で行い、その議事は総務部長が進行する。

(1) 企画部長

(2) 総務部長

(3) 建設部長

(4) 環境水道部長

4 事務局審査は、総務課にて行う。

(会議の開催)

第5条 会議は必要に応じ、議長が招集する。

(補助金主管)

第6条 会議の所掌事務を円滑に進めるため、各部に補助金主管を置く。

2 補助金主管は、各部長又は監をもって充てる。

(審議事項の提出手続き)

第7条 各課等の長は、第3条各号に該当する事項が生じたときは、補助金等執行協議書(様式第1)及び補助金等自己評価表(様式第2)を、補助金主管に提出するものとする。

2 補助金主管は、前項により提出があったときは、一定の意見を付し総務課へ送付するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、昭和52年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

# 補助金等整理合理化の検討基準

## 1 廃止

- ア 団体等の運営が軌道に乗ったもの
- イ 補助金等の額が極めて小額で、効果の薄いもの
- ウ 自主自立が可能なもの
- エ 長期固定化し、消滅可能と思われるもの
- オ 社会情勢の変化等により、補助金等の公益性が低くなってきたもの

## 2 終期の設定

- ア 団体等の育成が終わりつつあるもの
- イ 事業費補助等で目的を果たしつつあるもの
- ウ 既存の運営費補助等

## 3 減額

- ア 団体経費の大半が運営費のもの（80%以上）
- イ 団体決算の繰越金が補助金額を超えているもの
- ウ 団体で会費をとらないもの（事業費補助等を除く）
- エ 他団体に比し、補助率又は補助額が高いもの（補助率削減）
- オ 決算に占める食糧費の割合が高いもの
- カ 補助金等を受けた団体等が他の団体又は個人に補助をしている場合

## 4 統合又は支出科目の変更

- ア 同一団体に対し複数の補助をしており、その目的が類似しているもの
- イ 補助金等の性質を有しているにもかかわらず委託料として支払っているもの

## 5 継続

- ア 政策的援助が必要なもの
- イ 育成期間中のもの
- ウ 各種協議会等への加入に係る負担金で、行政運営上加入の継続が必要なもの

## 6 新規

原則として新規補助等を行わない。

ただし、政策的なものは例外的に認めるが、終期を設定すること。